

○大藏委員会

內閣提出法律案（一件）

衆議院議員提出法律案（二二件）

昭和五十七年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案（閣法第一号）（衆議院送付）

会計についてはこの規定を適用しない。

二、一の国債総額の計算に際し、割引国債については、発行価格を額面金額とみなしているため、発行価格差減額（発行価格と額面との差額）については、その差減額を償還年限で除した金額を、同特別会計に繰入れることとされている（同特別会計法第二条の二第一項）が、この規定についても、同年度に限り、一般会計についてはこれを適用しない。

五七、一一、三〇 内閣提出

- 一二、一四 衆本会議趣旨説明
- 一二、一八 参本会議趣旨説明
- 一二、二四 衆可決
- 一二、二五 参可決

要旨

本法律案は、昭和五十七年度の租税収入が当初見込みを大きく下回り、その一方で極力公債発行の縮減が必要とされている現状にかんがみ、同年度における国債の元本償還に充てるべき資金の、一般会計から国債整理基金特別会計への定率繰入れ等を停止しようとするもので、その内容は次のとおりである。

一、国債の元本償還に充てるべき資金としては、前年度首

国債総額の一・六パーセント相当額を、国債整理基金特別会計に繰入れることとされている（国債整理基金特別会計法第二条第二項）が、昭和五十七年度に限り、一般

委員長報告

ただいま議題となりました昭和五十七年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案について、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

昭和五十七年度におきましては、租税収入が落ち込み、公債の追加発行が避けられない状況にありますが、その追加発行額も極力縮減する必要がありますので、本法律案は、

同年度における国債の元金償還に充てるべき資金の一般会計から国債整理基金特別会計への定率繰り入れ等について、これを停止する特例を設けようとするものであります。

委員会におきましては、昭和五十八年度以降の定率繰り入措置の扱い、特例債依存財政からの脱却の目標年次、公債の償還・借換債発行の年次計画提出の必要性、新しい中期展望策定の意図の有無とその時期、現在の減債制度維持についての政府見解等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党を

代表して穂山委員、公明党・国民会議を代表して塩出委員、日本共産党を代表して近藤委員、民社党・国民連合をして柄谷委員よりそれぞれ反対、自由民主党・自由国民会議を代表して増岡委員より賛成の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、減債基金制度を堅持し、公債に対する国民の信用を失墜することのないよう十分な配慮を求める附帯決議を行っております。

以上御報告申し上げます。

○文教委員会

本院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者	予備送衆へ提	付委員会	参議院	付委員会	衆議院	備考
国第九十四回会	国第九十四回会	（月日）	付月日	出月日	議員会	議員会	議員会	
5 第九十四回会	学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案	女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案	外勝又武一君 (五六、二二〇)名			五六、二二〇		
二二七	継続審査	継続審査						